

【ロシア】狩猟規則の改正

海外立法情報調査課 大河原 健太郎

* 2021年1月から、ロシア国内での狩猟に係る規則が改正される。狩猟者は、動物保護や安全な狩猟のため、より厳しい規制を受ける。

1 改正の背景

狩猟は、先史時代から広く人類によって行われてきた営みの一つである。狩猟の目的は、食肉の獲得、害獣駆除及び学術研究等幅広い。現代でも、一般市民及び職業狩猟家によって狩猟が行われ、スポーツハンティングと呼ばれる娯楽としての狩猟もまた、富裕層を中心に楽しまれている。ロシアには、原生林及びツンドラ等のいわゆる「手つかずの自然」が豊富に残っており、クマ類やヘラジカ類等が多数生息している。これらの動物は、「トロフィー」や「ビッグゲーム」などと呼ばれており、スポーツハンティングの対象として人気が高い。そのためロシアでは、国内外の狩猟愛好家に宿泊場所等を提供する代理店が数多く活動しており、狩猟産業が経済の主要部門の一つとなっている。

狩猟に関して、密猟問題が国際的な課題となっている。密猟には、狩猟が許可されていない動物を狩猟すること、狩猟が許可されていない時期及び土地で狩猟すること、並びに狩猟許可及び銃所持許可等を受けていない者が狩猟すること等が含まれる。ロシアにおける密猟問題は深刻であり、概算によれば年間約180億ルーブル¹分の損失が生じているとされる²。また、経済的な損失もさることながら、希少動物保護の観点からも損害は大きい。ロシアに生息する希少動物のアムールトラ及びトナカイ等は、しばしば組織的に密猟され、絶滅の危機にある。

また、狩猟は危険性を伴うため、安全確保の観点からも規制が行われる。狩猟で利用されるライフル銃や散弾銃は、正しく取り扱わなければ暴発の危険がある。さらに、狩猟者や一般市民への誤射もしばしば狩猟事故として発生する。これらのリスクを防止するためにも、狩猟規制は厳格に制定され、運用されなければならない。

従来、ロシアにおける狩猟は、2009年7月24日連邦法第209号「狩猟及び狩猟資源の保護並びにロシア連邦の諸法律の改正について」³で規制されていた。これを抜本的に改正するため、2020年7月24日、ロシア連邦天然資源環境省令第477号「狩猟規則の承認について」⁴（以下「省令」）が制定され、同9月2日に公布された。省令は、2021年1月1日から施行される。

2 省令の概要

(1) 構成

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年10月13日である。

¹ 1ルーブルは約1.4円（令和2年10月分報告省令レート）である。

² RG.RU, “Охота на браконьера на браконьера.” <<https://rg.ru/2013/07/22/donskoy.html>>

³ Федеральный закон от 24.07.2009 N 209-ФЗ "Об охоте и о сохранении охотничьих ресурсов и о внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации." <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_89923>

⁴ Приказ Министерства природных ресурсов и экологии Российской Федерации от 24.07.2020 N 477 "Об утверждении Правил охоты." <<http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202008310037>>

省令は全 74 か条から構成され、動物ごとの狩猟期間等を定めた附則事項が添付されている。

(2) 密猟摘発

密猟摘発のため、狩猟査察官の権限が強化され、狩猟者に随時身分証等の提出を要求⁵することができるようになった（第 5.4 条）。さらに、狩猟査察官は銃器の検査⁶のため、狩猟者に銃を下ろし、提供するよう要求することもできる（第 5.3 条）。

(3) 動物資源保護

省令では、動物資源の持続可能性を損なうような狩猟方法が規制されている。例えば、毛皮を持ち営巣する習性を持つ動物を狩猟する際には、その巣を破壊する方法で狩猟してはならない。ビーバーの「ダム」等がこれに該当する（第 33 条）。麻薬及び毒物等を利用して狩猟してはならない（第 62.6 条）。北極海の島で、そこで営巣する水鳥を狩猟してはならない（第 62.32 条）。野焼きをしてはならない（第 62.35 条）。

クマ類の狩猟については、クマを負傷させた場合、まずその負傷部位及び時刻等を記録しなければならない。その後狩猟者は負傷個体を追跡し、捕獲し、とどめを刺すことになるが、これらは負傷の記録から 3 日以内に行われなければならない。3 日以内に負傷個体を追跡することに失敗した場合、そこで追跡を終了しなければならない（第 29 条）。

(4) 安全性

上述の動物保護を目的とした規制に加え、省令には人体保護を目的とした条文が含まれる。夜間の狩猟⁷、又は集団で狩猟を行う際、狩猟者は誤射防止のため、赤色等目立つ色の反射材付衣服を着用しなければならない（第 12 条、第 13 条）。また、動物が直接視認できない状態、すなわち茂みの中等で物音が聞こえるのみの状態で発砲してはならない（第 72.2 条）。森林部等の視界が制限された環境で鳥類を狩猟する際、射線に人間が入ることを防ぐため、その飛行高度が 2.5 メートル未満であるならば、発砲してはならない（第 72.7 条）。また公共の財産を保護するため、電線に留まっている鳥類を撃ってはならず（第 72.3 条）、道路標識、境界標識、広告及び看板等に向かって発砲してはならない（第 72.6 条）。

参考文献

- RG.RU, “Охотникам запретят разрушать жилища животных.” <<https://rg.ru/2020/09/09/v-rossii-ohotnikam-zapretiat-razrushat-zhilishcha-zhivotnyh.html>>

⁵ 省令が制定される以前は、書類を「提示」することを要求する権限しか与えられていなかった。

⁶ ここでいう検査とは、整備不良及び威力を増すような違法改造等の取締りである。また持ち運びに際しても、装填状態での狩猟場への運搬を禁じる等の規制がある。

⁷ 従来、夜間に狩猟を行う際は高さ 2.5 メートル以上の狩猟用タワーを利用しなければならないが、地表での作業は禁止されていた。しかし、省令改正に伴いタワーの規定は無効になり、地表での狩猟作業が解禁された。